

令和7年度 我孫子市社会福祉法人指導監査実施方針

1 目的

この実施方針は、我孫子市社会福祉法人指導監査実施要綱第2条第1項に基づき、令和7年度に本市が所管する社会福祉法人に対して行う指導監査実施方針、指導監査実施計画を定めることにより、効果的かつ効率的な実施に資することとします。

2 基本方針

本市が所管する社会福祉法人に対して行う指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により制定された「社会福祉法人指導監査実施要綱」「指導監査ガイドライン」に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、法人として遵守すべき事項について運営実態等を確認し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営が確保されるよう、必要な指導又は助言を行うこととします。

3 監査形態

(1) 一般指導監査の実施

一般指導監査は、指導監査実施計画に基づき、法人の事務所等において関係書類の審査、関係者へのヒアリング等により行うものとします。

ただし、指導監査実施計画以外の法人についても法人の運営等に関して問題が発生した場合や通報若しくは社会福祉法人現況報告書等の確認により、実地監査が必要と認められる場合には、随時、指導監査実施計画に追加することとします。

なお、特に問題が認められない法人については、法人の種別ごと（保育所、障害者施設、高齢者施設、社会福祉協議会）に3年に1回、一般指導監査を実施するよう計画します。

(2) 特別指導監査の実施

一般指導監査において重大な問題が認められた法人またはその運営が著しく適正を欠くものと認められる法人を対象として適宜実施し、千葉県健康福祉部松戸健康福祉センター監査指導課、千葉県の事業・施設の指定の担当課及び庁内関係課と連携して行うものとします。

4 特に着目する監査事項

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による社会

福祉法人制度改革の対応状況を重点的に確認することにより、法人の公益性及び非営利性が確保されるよう指導又は助言することとします。

(1) 経営組織のガバナンスの強化

評議員及び役員の適格性及び選任手続き、議決機関としての評議員会及び執行機関としての理事会の運営・審議状況を確認し、牽制機能が十分に機能するよう指導します。特に、役員、理事会及び評議員会の権限及び責任に係る規程の整備状況と権限の執行状況を確認します。

また、監事監査の実施状況及び監事の理事会への出席義務や報告義務の履行等の状況を確認し、その役割が十分果たされるよう指導します。

(2) 事業運営の透明性の向上

役員等の報酬等の支給基準等、社会福祉法人制度改革により拡大された備置き・閲覧又は公表すべき事項について、公表状況等を確認し、透明性が高い事業運営が行われるよう指導します。

(3) 財務規律の強化

法人が定める経理規程が、社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）及び関係通知等を遵守した内容になっているか確認するとともに、予算編成、会計処理、契約及び決算等の状況を確認し、適正かつ公正に会計・資産管理が行われるよう指導します。

また、社会福祉充実計画を策定した法人については、当該計画の実施状況を確認します。

(4) コンプライアンス活動の強化

法人の自発的なコンプライアンス活動の強化、福祉サービス第三者評価の受審等による福祉サービスの質の向上に取り組むよう助言します。

(5) 役員等の選任について

評議員、理事、監事の選任が適正に行われているか、選任関係書類に不備がないかを確認します。

5 指導監査実施計画

別に定める令和7年度我孫子市社会福祉法人指導監査実施計画によるものとします。